

アンティグア・バーブーダの入国規制措置（4月22日更新）

アンティグア・バーブーダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

- 1 5月14日まで、全ての入国便を規制する。
- 2 但し、L I A T航空による近隣諸国からの入出国旅客便と貨物便、及び、特別許可を得たその他の貨物便、私用機、軍用機、定期小型貨物機は免除する。
- 3 他国民を帰還させる航空機は、当国政府より適切な許可を得た後に、乗客のない機体で入港すること。
- 4 アンティグア・バーブーダ国民及び駐在外交官の入国を認める。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考:アンティグア・バーブーダ保健省

<https://www.facebook.com/investingforwellness/>

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考:外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。